

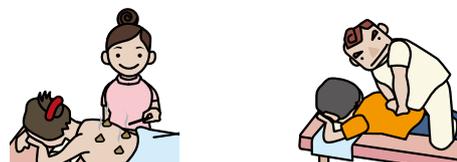
あんま、はり・きゅう療養費の 支払い方法の変更について

これまでの「代理受領」が廃止され、「償還払い」に変更します。

(被保険者による申請手続きが生じますが、健康保険組合の組合会で承認されていますので、ご理解・ご協力をお願いします)

支払い方法	変更時期	窓口負担	療養費の申請者
代理受領(従来)	2019年4月施術まで	2~3割	施術者が健保組合に療養費を申請し給付を受ける(残りの7~8割)
償還払い(今後)	2019年5月施術~	10割	被保険者が健保組合に療養費を申請し給付を受ける(残りの7~8割)

? あんま、はり・きゅうって何?



	はり・きゅう 慢性	あんま・マッサージ 慢性
給付対象	① 慢性病であって医師による適当な治療手段のないもの ② 6疾病(神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症) ③ ②以外の慢性疼痛を主症とする疾病	一律に診断名によることなく筋麻痺・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例 例 脳梗塞後遺症、パーキンソン病など
医師の同意書が必要		

どのように申請するの?



(必要書類)

用紙	療養費支給申請書	健保組合のホームページから印刷
添付資料	領収書(原本)	施術所より入手
	同意書(原本)	初回、または6カ月後を超えての再同意の場合に添付
	施術報告書(写)	該当する場合のみ
	往療状況確認表(原本)	
	1年以上・月16回以上施術継続理由・状況記入書(原本)	

(手順)

- 事業主経由で提出してください(任意継続被保険者は健保組合に直接提出してください)。
- 医療機関からの診療報酬明細書との照合など、申請内容を審査しますので支給までに数カ月かかります。

(注意)

- 健康保険での施術には、必ず医師の同意が必要です。ご自身の判断で受診した場合などは支給対象ではなく、全額自己負担となります(自費扱い)。